

R05 - 384

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 務 発 第 8 1 2 号
令 和 5 年 7 月 1 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和11年3月31日まで
企画第二係 イノベーション戦略係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

警戒の空白を生じさせないための組織運営について（通達）

治安事象への対応に警戒の空白が生じることを防ぐため、別添のとおり、「佐賀県警察における警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」を策定した。

各位にあっては、本指針に基づき、実効ある諸対策を推進されたい。

なお、本通達の発出に伴い、「変容する日本社会に対応するための警察運営に向けた取組について（通達）」（令和4年6月30日付け佐本務発第655号ほか。以下「旧通達」という。）については廃止する。

佐賀県警察における警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針

1 基本認識

サイバー空間や先端技術の利用の拡大、人口構造の変化等、近年、我が国の社会情勢が大きく変化しているほか、我が国を取り巻く国際的な情勢も目まぐるしく変化している。警察は、これらの変化が国内の治安情勢に与える影響を的確に捉え、対処していく必要がある。対策が対症療法的なものにとどまったり、安易な前例踏襲や所属・部門間の縦割り等が対策の遅れや警戒すべき事象の見落としにつながったりすることにより、警戒の空白が生じるということは、あってはならない。

また、少子高齢化や地方の過疎化と都市部への人口集中、人々の働き方の変化は、有限であるリソースの一層の効果的な活用への取組を不可欠なものとしている。

警戒の空白が生じることを防ぎ、直面する諸課題に的確に対応するためには、情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を、これまで以上に強力に推進する必要がある。

2 重点的に取り組むべき事項

本県警察の全ての所属・部門において、日々生起する治安事象への対応に当たって警戒の空白が生じていないか、組織運営の合理性・効率性の向上や業務の高度化に取り組むべき点はないか等の観点から、幅広く業務の点検を行った上で、以下の事項に取り組むこと。

(1) 部門を超えたリソースの重点化等

治安事象への対応に警戒の空白が生じており、早急に手立てを講ずるべきと判断される分野等については、その本質的課題を見極めた上で、警察組織全体から捻出したリソースを重点的に投入するほか、従来の枠組みにとらわれない連携を構築するなど、真に効果的な対応方策を検討し、対策を抜本的に強化すること。

(2) 能率的でメリハリのある組織運営

情勢の変化に応じ、前例踏襲を排した体制や業務の見直しを適切に行うほか、先端技術・情報通信技術の活用等により、業務の合理化・効率化を徹底的に行い、能率的でメリハリのある組織運営を推進すること。

また、これにより生じたリソースについては、早急に手立てを講ずるべき警戒の空白への対応その他の重点事項に対する機動的対応のために、有効に活用すること。

(3) 先端技術の活用等による警察活動の更なる高度化

警察活動の更なる高度化を図るため、AIやドローンをはじめとする先端技術の活用を一層推進するほか、情報システムの共通化及び集約化等を図るとともに、従来の枠組みにとらわれない都道府県警察間の連携強化、関係機関・団体との連携強化等を推進すること。

(4) 働きやすい職場環境の形成等

職員個々の置かれている環境や働き方等が多様化する中、超過勤務の縮減や休暇取得の促進、仕事と子育て・介護の両立等に向けた取組をより一層推進し、職員一人一人が士気高く、その力を十全に発揮できる職場環境の形成等を図ること。

3 推進体制等

(1) 推進体制

本県警察に、別紙のとおり、「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会」、「同幹事会」及びワーキンググループ等の「作業部会」を設置し、2に記載する取り組むべき事項の具体化、当該取組の実施状況の把握及び当該取組の更なる推進を図るものとする。

(2) 警察運営イノベーションの取組

旧通達に基づき、警察運営イノベーション推進体制において決定した事項及び検討した事項等については、前記委員会及びその下部組織に引き継ぐものとする。

警戒の空白を生じさせないための警察運営の推進体制

1 警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会

(1) 構成

委員長	本部長
副委員長	警務部長
委員	首席監察官、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、警察学校長、佐賀南警察署長

(2) 任務

委員会は、次の事項に関する総合的な検討、検証等を行うことを任務とする。

- ア 部門を超えたリソースの重点化等に関する事項
- イ 能率的でメリハリのある組織運営に関する事項
- ウ 先端技術の活用等による警察活動の更なる高度化に関する事項
- エ 働きやすい職場県境の形成等に関する事項

(3) 運営

- ア 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。
- イ 委員長は、必要により委員以外のものに対し、委員会への出席を求めることができる。

2 警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進幹事会

(1) 構成

会長	警務部長
会員	会長が指定する者

(2) 任務

委員会を補佐し、委員会において審議すべき事項について検討、調整等を行う。

(3) 運営

- ア 幹事会の会長は、幹事会を主宰する。
- イ 幹事会の会長は、必要により検討項目を所管する部長等に対し、会長の補佐を求めることができるものとする。

3 作業部会

(1) ワーキンググループ

幹事会の下に、ワーキンググループを設置する。

(2) 予算部会

予算を伴う項目は、警務部警務課、会計課及び議題を推進するワーキンググループを代表する者による予算部会を設置することができるものとする。

予算部会は、予算を伴う閣議台の予算会に向けた検討、調整等を行う。

4 庶務

委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、警務部警務課において処理する。